

いすゞ117 クーペオーナーズクラブ 運営規則

第1章 総則

(名称)

第1条 このクラブは、いすゞ117 クーペオーナーズクラブ（以下「クラブ」という）と称する。

(連絡先)

第2条 このクラブは、連絡先を東京都北区豊島 6-15-18 とする。

(目的)

第3条 このクラブはいすゞ117 クーペをベストコンディションで維持し長期間に渡って走行を可能とすること、それを実現するために人と人の繋がりをもつことを目的とする。

(活動内容)

第4条 このクラブは、前条の目的を達成するため、以下の活動を行う。

- (1) ツーリング&ミーティング
- (2) 会報、通信、メール、ホームページなどによる情報交換
- (3) その他、目的達成のために必要な活動

第2章 会員

(種別)

第5条 このクラブの会員は、いすゞ117 クーペ所有の有無にかかわらず、次の3種類とする。

- (1) 正会員 このクラブの目的に賛同して入会した個人
- (2) 賛助会員 このクラブの活動を賛助する為の個人又は団体
- (3) 名誉会員 いすゞ開発OB、いすゞ117 クーペに携わった個人又は団体

(入会)

第6条 会員として入会しようとするものは、会員1名以上の推薦を得た上で入会申込書をクラブ代表に提出し、運営委員の承認を得なければならない。

- 2 運営委員は、会員の申し込みについては、正当な理由がない限り入会を認めるものとするが、入会を認めない場合は、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第7条 会員は以下の入会金及び会費を、会計年度の始まる日から3ヶ月以内に納入しなければならない。

正会員 入会金 ¥10,000 年会費 ¥12,000

ただし、入会后 1 年以上経過し、通信をメールで受け取る正会員は年会費を ¥10,000 とする。

賛助会員 寄附、広告料、パーツ支給、サービスなどによる賛助行為を行う個人又は団体とし、特に金額は定めない。

名誉会員 入会金 年会費は無償とする。

(退会)

第 8 条 会員は退会届を運営委員に書面（メール含む）にて提出し、任意に退会することができる。

2 会員が、次の各号のいずれかに該当する場合には、退会したものとみなす。

(1) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。

(2) 会費を前条に規定する期日までに納付しないとき。

(3) この運営規則に違反したとき。

(4) このクラブの運営に著しく悪影響を及ぼす行為、言動などが認められたとき。

(5) 飲酒運転、無免許運転を行なったとき、その他、悪質な交通違反を犯したとき。

(6) 犯罪行為により訴追を受けたとき、またはこれに準ずる行為のあったとき。

(7) その他前各号に準ずる行為のあったとき。

(8) (3)～(7)のいずれかに該当するか否かの判断は、総会において、正会員総数の過半数の議決により行うものとする。ただし、その会員に対し、議決前に弁明の機会を与えなければならない。

(9) (3)～(7)のいずれかに該当するおそれのある行為が認められた場合は、運営会議の議決により、(8)に規定する議決までの間、該当する会員の活動を停止することが出来る。

(抛出金品の不返還)

第 9 条 会員が納入した入会金、会費及びその他の抛出金はその理由を問わず、これを返還しない。

第 3 章 運営体制

(種別)

第 10 条 このクラブに次の役員を置く。

(1) 運営委員 5 人以上 25 人以内

(2) 会計監査 1 人以上 3 人以内

2 運営委員及び会計監査は、総会において選任する。

3 運営委員の中からその互選によって、次の役員を選任する。

(1) クラブ代表 1 名

(2) 運営メンバー 4 名以上 24 名以内

4 北日本、関東、中部、関西、中四国、西日本の 6 つの支部を置き、支部長を選任する。また、必要に応じて支部長補佐を選任することができる。

- 5 支部長および支部長補佐は運営メンバーから選出する。
- 6 会計監査は、運営委員を兼ねてはならない。

(役割)

第 11 条 クラブ代表は、このクラブを代表し、その活動を統括する。

- 2 運営メンバーは、クラブ代表を補佐し、クラブ代表に事故がある時、又はクラブ代表が欠けたときは、クラブ代表があらかじめ指名した順序によりその役割を代行する。
- 3 運営メンバーは、運営会議を構成し、この運営規則の定め及び総会の決議に基づき、このクラブの活動を執行する。
- 4 支部長は、担当支部の会員を所掌し、担当支部におけるクラブの活動を推進する。
- 5 支部長補佐は、担当支部の支部長を補佐する。
- 6 会計監査役は、次に掲げる役割を執行する。
 - (1) 運営委員の役割執行状況を監査すること。
 - (2) このクラブの財産の状況を監査すること。
 - (3) 前 2 号の規定による監査の結果、このクラブの活動又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは運営規則に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 運営委員の役割執行況又はこのクラブの財産の状況について、運営委員に意見を述べること。

(任期)

第 12 条 運営委員の任期は、1 年間とする。

- 2 運営委員の再任を妨げない。
- 3 補欠又は増員により選任された委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

(欠員補充)

第 13 条 運営委員又は会計監査のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けた場合は、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 14 条 運営委員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決により、これを解任することができる。但し、その運営委員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 法令又は運営規則に著しい違反行為のあったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に堪えられないと認められるとき。
- (3) 職務上の義務違反その他委員としてふさわしくない行為があったとき。

(活動費)

第 15 条 運営委員は以下の活動費を受けることができる。

一人あたり年額 7,000 円

- 2 運営委員および会員は、運営委員会、パーツセンターの維持管理、ツーリング&ミーティングの下見など運営会議において必要と認められた活動に対して、以下の基準で算出した日当を活動費として受け取ることができる（別途交通費は支給しない）。

移動距離 100 k m未満： 1,000 円

移動距離 100 k m以上 200 k m未満： 2,000 円

移動距離 200 k m以上 300 k m未満： 3,000 円

移動距離 300 k m以上 500 k m未満： 5,000 円

移動距離 500 k m以上： 7,000 円

第 4 章 総会

（種別）

第 16 条 このクラブの総会は、通常総会と臨時総会とする。

（構成）

第 17 条 総会は、正会員をもって構成する。

（権能）

第 18 条 総会は、以下の事項について審議、議決する。

- (1) 運営規則の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業報告及び収支決算の承認
- (5) 運営委員の選任又は解任、役割及び活動費
- (6) その他、運営に関する重要事項

（開催）

第 19 条 通常総会は、毎年 1 回開催する。

- 2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) クラブ代表もしくは、運営メンバーが必要と認めたとき。
- (2) 正会員の 5 分の 1 以上から会議の目的を記載した書面によって開催の請求があったとき。
- (3) 会計監査が第 11 条第 4 項第 4 号の規定により招集したとき。

（招集）

第 20 条 総会は、クラブ代表が招集する。但し、前条第 2 項第 3 号の規定による場合は、会計監査が招集する。

- 2 クラブ代表は、前条第2項第2号の規定による請求があった場合は、その日から6ヶ月以内に臨時総会を開かなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面、あるいはFAX、電子メール等をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第21条 総会の議長は出席会員の過半数をもって選任する。

(定足数)

第22条 総会は、正会員の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

- 第23条 総会における議決事項は、第20条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
- 2 総会の議決事項は、この運用規則で定めるもののほか、出席正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところとする。
 - 3 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議決に加わることはできない。

(書面表決等)

- 第24条 やむを得ない理由のため、総会に出席できない正会員は、あらかじめ書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することが出来る。
- 2 前項の場合における前2条の規定の適用については、その正会員は総会に出席したものとみなす。

(議事録)

- 第25条 総会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成し、これを保存しなければならない。
- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員の現在数
 - (3) 出席した正会員数（書面表決者及び表決委任者については、その旨を明記すること。）
 - (4) 審議事項及び議決事項
 - (5) 議事の経過の概要及びその結果
 - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録は総会を実施するミーティングを担当する支部の運営メンバーが作成し、その会議において出席した正会員の中から選任された議事録署名人2名以上が、議長とともに議事録に自筆署名または押印しなければならない。

第5章 運営会議

(構成)

- 第26条 運営会議は、運営委員をもって構成する。
- 2 会計監査は運営会議に出席し、意見を述べることができる。

(権能)

- 第27条 運営会議は、この運営規則で別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。
- (1) 運営の体制
 - (2) 総会に付議すべき事項
 - (3) 総会の議決した事項の執行に関する事項
 - (4) その他総会の議決を要しない活動の執行に関する事項

(開催)

- 第28条 運営会議は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
- (1) クラブ代表が必要と認めたとき。
 - (2) 運営メンバー総数の3分の1以上の運営メンバーが開催に同意したとき。

(招集)

- 第29条 運営会議はクラブ代表が招集する。
- 2 クラブ代表は前条第2号の規定による同意があったときは、その日から15日以内に運営メンバーを招集しなければならない。
 - 3 運営会議を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面、あるいはFAX、電子メール等をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

- 第30条 運営会議の議長は、クラブ代表があたる。クラブ代表がやむを得ない事情で出席できないときは、クラブ代表があらかじめ指名した運営メンバーがあたる。

(定足数)

- 第31条 運営会議は、運営委員の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決等)

- 第32条 運営会議の議決は、この運営規則に定めるもののほか、出席した運営委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、運営会議の議長の決するところによる。
- 2 運営会議においては、第29条第3項に通知した事項についてのみ議決することができる。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した運営委員の3分の2以上の同意がある場合は、この限りではない。
 - 3 運営会議の決議について特別の利害を有する運営委員は、その決議に加わることはできな

い。

(書面表決等)

第 33 条 やむを得ない理由により運営会議に出席できない運営委員は、あらかじめ書面をもって表決できるものとする。

2 前項の場合における第 31 条及び前条第 2 項の規定の適用については、その運営委員は出席したものとみなす。

(議事録)

第 34 条 運営会議の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成し、これを保存しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 運営委員の現在数及び出席した運営委員の氏名（書面表決者については、その旨を明記すること。）

(3) 審議事項及び議決事項

(4) 議事の経過の概要及びその結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、その会議において出席した運営委員の中から選任された議事録署名人 2 名以上が、議長とともに自筆署名または押印しなければならない。

第 6 章 資産、会計及び活動計画

(資産)

第 35 条 このクラブの資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 財産目録に記載された財産

(2) 入会金及び会費

(3) 寄付金品

(4) 財産から生じる収入

(5) 活動に伴う収入

(6) その他の収入

(資産の管理)

第 36 条 資産は、クラブ代表が管理し、その方法は、運営会議の議決を経て、クラブ代表が別に定める。

(活動計画及び予算)

第 37 条 このクラブの活動計画及び予算は、運営委員が作成し、総会の承認を得なければならない。これを変更する場合も同様とする。

(予備費の設定及び使用)

第 38 条 前条に規定する予算には、予算超過又は予算外の支出に充てるため、予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、運営会議の議決を経なければならない。

(事業報告及び決算)

第 39 条 運営委員は、毎事業年度終了後 3 ヶ月以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表、収支計算書を作成し、会計監査の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(書類及び帳簿の備置き)

第 40 条 運営委員は、次に掲げる書類を常に保管しておかなければならない。

- (1) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
- (2) 収入、支出に関する帳簿及び証拠書類

(会計年度)

第 41 条 このクラブの会計年度は、毎年 10 月 1 日に始まり、翌年 9 月 30 日に終わる。

第 7 章 解散

(解散)

第 42 条 このクラブは、次に掲げる事由によって解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする活動の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併

2 総会の決議により解散する場合は、正会員総数の過半数の承認を得なければならない。

(残余財産の処分)

第 43 条 解散後の残余財産は、総会において出席した正会員の過半数をもって決した他の団体あるいは個人に帰属させるものとする。

第 8 章 雑則

(委任)

第 44 条 この運営規則の施行について必要な事項は、運営会議の議決を経て、クラブ代表が別に定める。

附 則

- 1 この運営規則は、総会の決議を経て2009年12月1日から施行する。
- 2 この運営規則は、総会の決議を経て2012年12月1日から施行する。
- 3 この運営規則は、総会の決議を経て2016年12月1日から施行する。